

# 構成案の具体的な内容（案）

- ・これまでの協議や文言の整理等により、内容を整理している。

## 前文【前回提示したもの】

- ①子どもはかけがえのない存在である。
- ②子どもは夢や希望に向かい、自分や他者を尊重する心を育み、社会の一員として個性豊かに成長していく。
- ③いじめ、虐待、貧困など子どもを取り巻く環境は厳しい。
- ④子どもが意見を表明し、まちづくりに参加することが大切である。
- ⑤本市では、子どもが健やかに育つために、社会全体で支えていくよう取り組んでいく。
- ⑥子どもが生まれ持っている権利が最大限尊重され、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指す。

- ① 子どもは、かけがえのない存在であり、一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれている。
- ② 子どもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々とかかわる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切に作る心、他者を尊重する心や社会性を養い成長していく。また、保護者や多くの大人の愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができる。
- ③ 私たちは、子どもを独立した権利の主体として尊重し、その思いを受けとめるとともに、愛情を持って寄り添い、自立に向けて成長を支えていく必要がある。子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた私たちの願いである。
- ④ 長野市は、豊かな自然が広がり、長い歴史と伝統に育まれた文化が培われ、冬季オリンピック・パラリンピック開催都市として人とのつながりや、多様な価値観を大切にしてきた。
- ⑤ そのような長野市において、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法の考えの下、子どもを「将来を担う」というだけの存在ではなく、ともに「今を生きる市民」として、全ての大人が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、全ての子どもが将来にわたって幸せに生きていくことができるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定める。

※下線は、前回示した前文の趣旨に該当

- ・ 子どもの権利を保障するための基本的な事項を定め、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者の役割を明らかにし、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもが幸せな状態で生活を送ることができ、将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すことを目的とする。

## 定義①

子ども

- ・ 18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。

保護者

- ・ 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に養護する者をいう。

市民

- ・ 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者をいう。

育ち学ぶ施設

・ 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいう。

※これらの施設を総称し、多くの自治体で採用されている「育ち学ぶ施設」とした。

地域

・ 住民主体の自治組織や、市内において子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体をいう。

※子どもに関する団体だけでなく、住民自治協議会や育成会等も含めるため、文言追加

事業者

・ 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

## ①子どもの最善の利益

- ・子どもにすることが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、及び考慮されるものとする。

## ②子どもの意見の尊重

- ・子どもの成長及び発達に応じて、自ら意見を表明するなど主体的に参加することができる環境をつくるものとする。

## ③差別の禁止

- ・子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないものとする。

## ④生命・生存および発達に対する権利

- ・子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受けるものとする。

### ⑤ 関係機関との連携

- ・ 子どもへの支援は、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

## 市の責務

- ・市は、子どもの権利を保障するための施策を推進することにより、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行うものとする。
- ・市は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとする。
- ・市は、子どもの権利の保障について、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と協力するとともに、その活動を支援するものとする。

## 保護者の役割

- ・保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、必要な協力を周囲から得ながら、子どもが心身ともに安らかに過ごすとともに、健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。
- ・保護者は、子どもの意見を尊重し、自分を大切にする気持ちを育むとともに、子どもの成長及び発達の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性、社会性等を身に付けることができるように努めるものとする。

### 市民の役割

- ・市民は、子どもの権利の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

### 育ち学ぶ施設の 役割

- ・育ち学ぶ施設は、子どもの成長及び発達の程度に応じ、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、子どもの意見を尊重するよう努める。
- ・育ち学ぶ施設は、子どもが集団生活を通じ、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うよう努める。
- ・育ち学ぶ施設は、施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことができる場にするとともに、子どもに関する課題に早期に気付き、関係機関と連携協力し、必要な支援を行うよう努める。

## 地域の役割

- ・ 地域は、子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもが安全で安心して遊び、学ぶことができる良好な環境づくりに努めるものとする。
- ・ 市民間の交流、見守り活動等を通して、子どもが健やかに育ち、保護者や家庭が安心して子育てをすることができる地域づくりに努めるものとする。
- ・ 地域における取組において、子どもが子ども同士又は多様な世代と交流し、様々な体験をする機会を提供し、子どもが自主的に活動できるための必要な支援を行うよう努めるものとする。

## 事業者の役割

- ・ 事業者は、地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。
- ・ 事業者は、雇用する労働者がこどもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

## 意見表明

当初意見表明と反映を分けていたが、文言整理により1つにまとめた。

- ・子どもは、社会の一員として自分の意見等を表明することができ、それが尊重される。
- ・子どもは、自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けない。
- ・市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、その活動において子どもの意見を聴く機会の確保、意見等の反映または参加に努めるものとする。
- ・市、育ち学ぶ施設及び地域は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとする。
- ・市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域は、子どもの意見の表明及び参加を促進するため、子どもがその大切さ及び方法について学び、並びに必要な情報を得ることができるよう努めるものとする。
- ・市、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとする。

## 子どもの居場所 づくり

- ・市、育ち学ぶ施設および地域は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。
- ・市は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および地域と協力し、またはその支援に努めるものとする。

## 子どもの育ちへの 支援

- ・市は、子どもの学ぶ意欲及び学ぶ権利を尊重し、保護者、育ち学ぶ施設及び地域と協力して、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めるものとする。

## 安心、安全な環境 づくり

当初プライバシーの保護も合わせていたが、内容が異なるため、項目を分けた

- ・市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

### プライバシーの保護

- ・市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、法令等に基づき、その活動において子どものプライバシーが保護されるよう必要な措置を講ずるものとする。

### 子育て家庭への支援

- ・市、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。
- ・市は、保護者、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と連携し、様々な状況にある子育て家庭に対して、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。
- ・市は、子育て家庭に対する子どもの育成に関する情報の提供するものとする。

### 虐待、いじめ、差別 等への取組

- ・市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者は、日頃から子どもの意見に耳を傾け、及び子どもに寄り添い、子どもへの虐待、いじめ、差別等の予防と早期発見に努めるものとする。
- ・市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域は、虐待、いじめ、差別等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

### 相談・救済

- ・市、保護者、市民、育ち学ぶ施設および地域は、子どもがなやんでいること、困っていること等について、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。
- ・市、保護者、市民、育ち学ぶ施設および地域は、子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取りあつかうよう努めるものとする。
- ・市は、相談内容に対し、関係機関と連携し、速やかに対応するとともに、救済を図るために相談者に対し必要な支援を行うものとする。
- ・市は、市及び関係機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

## オンブズパーソン

- ・職務（助言、支援、調査、調整、要請、意見の表明等）
- ・構成人数（他市においては3～5名）
- ・任期（他市においては2～3年）
- ・市長による委嘱

## 職務の執行

- ・それぞれ独立して職務を行う。
- ・必要に応じて合議を行う。
- ・自分に利害関係のある事案については、職務を行うことができない。
- ・実施状況について市長に報告する。

## 要請、意見の尊重

- ・オンブズパーソンから要請及び意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行う。

## 「子どもオンブズパーソン」（子どもの権利救済機関）について

### オンブズパーソンの概要①

#### 他自治体において設置されているオンブズパーソンの共通事項等

##### 職務

- 相談対応、助言、支援
- 救済申立て（申出）を受け、調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行う
- 勧告等を受けてとられた措置の報告を求める 等

**調査**：調査には救済の申立てによるもの、発意によるものがある。

**勧告**：市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの

**是正要請**：市の機関以外のものに対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請するもの

**意見表明**：市の機関に対し制度の改善を求めるもの

## オンブズパーソンの概要②

## 救済申立て

- 原則、救済の申立ては子どもの権利侵害に関することを受け付ける
- 申立てできない場合は以下のとおり
  - ・ 裁判所で係争中または判決があったもの
  - ・ 不服申立て中または裁決のあったもの
  - ・ 議会に請願、陳情しているもの
  - ・ オンブズパーソンの活動に関すること(川崎市では、原則として、申立ての原因となった事実があった日から3年を経過しているとき、申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき等については調査しないとしている。)

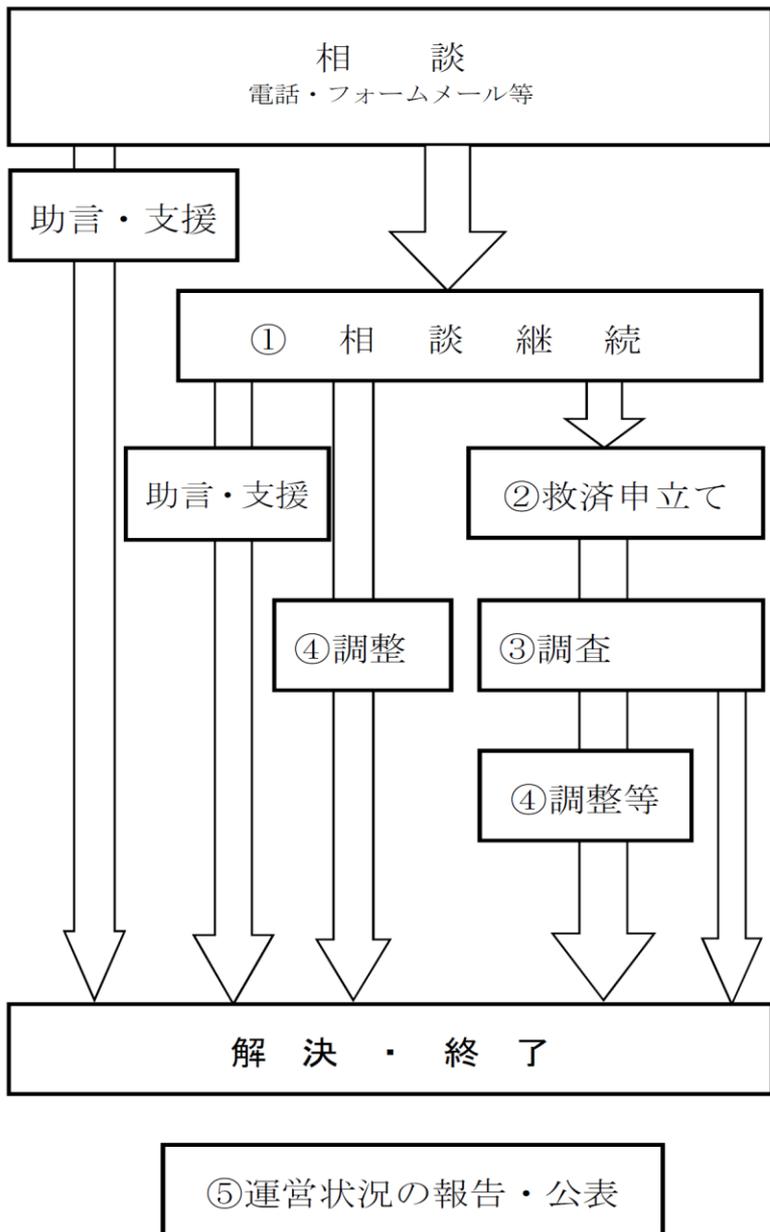
## 勧告や要請への対応

- 勧告を受けた市の機関は、速やかに応じ、対応内容を報告する
- 是正要請を受けた市の機関以外のものは、速やかに応じ、対応内容を報告するよう努める

## その他

- 関係機関等と連携し、子どもの見守り等の支援を行う
- 勧告や措置の報告内容を公表できる

相談・救済活動の流れ



①相談内容により相談を継続し、解決に向けた助言及び支援・協力依頼等を行う

②解決しない場合、救済申立てにより、関係者等への調査等を実施  
必要に応じ、オンブズパーソンは自己の発意により調査を行う

③関係者等に説明や資料の提出を求め、事実関係の確認などを行う

④必要に応じオンブズパーソンが相談者と関係者等と調整を行う

必要があると認めるときは、勧告、意見表明、公表、是正要請を行う（※）

⑤毎年度、運営状況について市長及び議会に報告するとともに公表する。

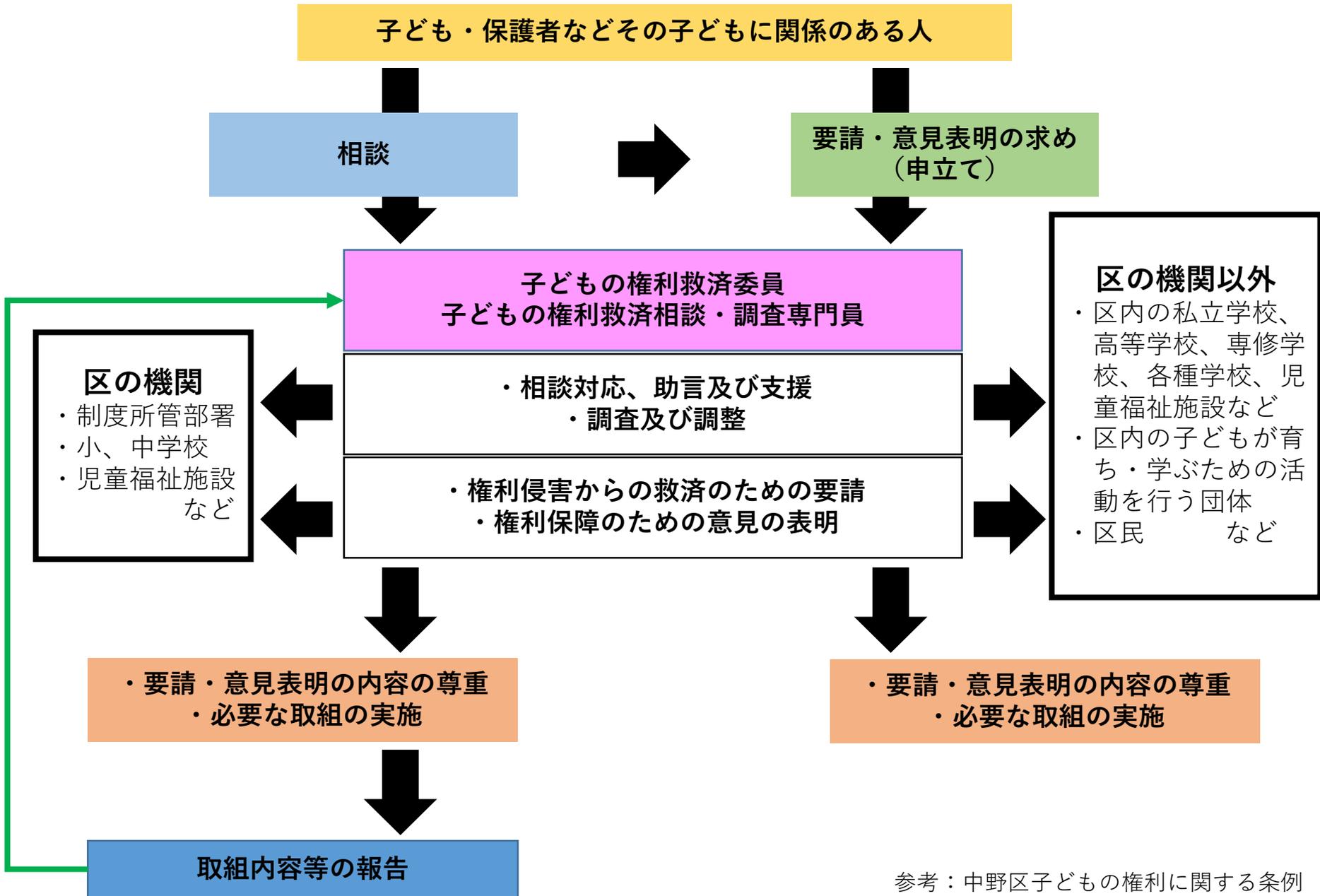
（※）オンブズパーソンの職務  
○人権の侵害の相談を受けて、助言・支援を行う。  
○人権の侵害についての救済申立てや自己の発意に基づいて、調査や調整を行う。  
○調査や調整を行った結果、次のことを行うことができる。  
・市の機関に制度改善の意見表明や是正勧告を行うこと  
・市の機関以外の場合には、是正要請を行うこと  
・人権に関する課題について意見の公表を行うこと

【組織】

○人権オンブズパーソン 2名  
川崎市は子どもと男女平等に関する人権侵害を対象としている。

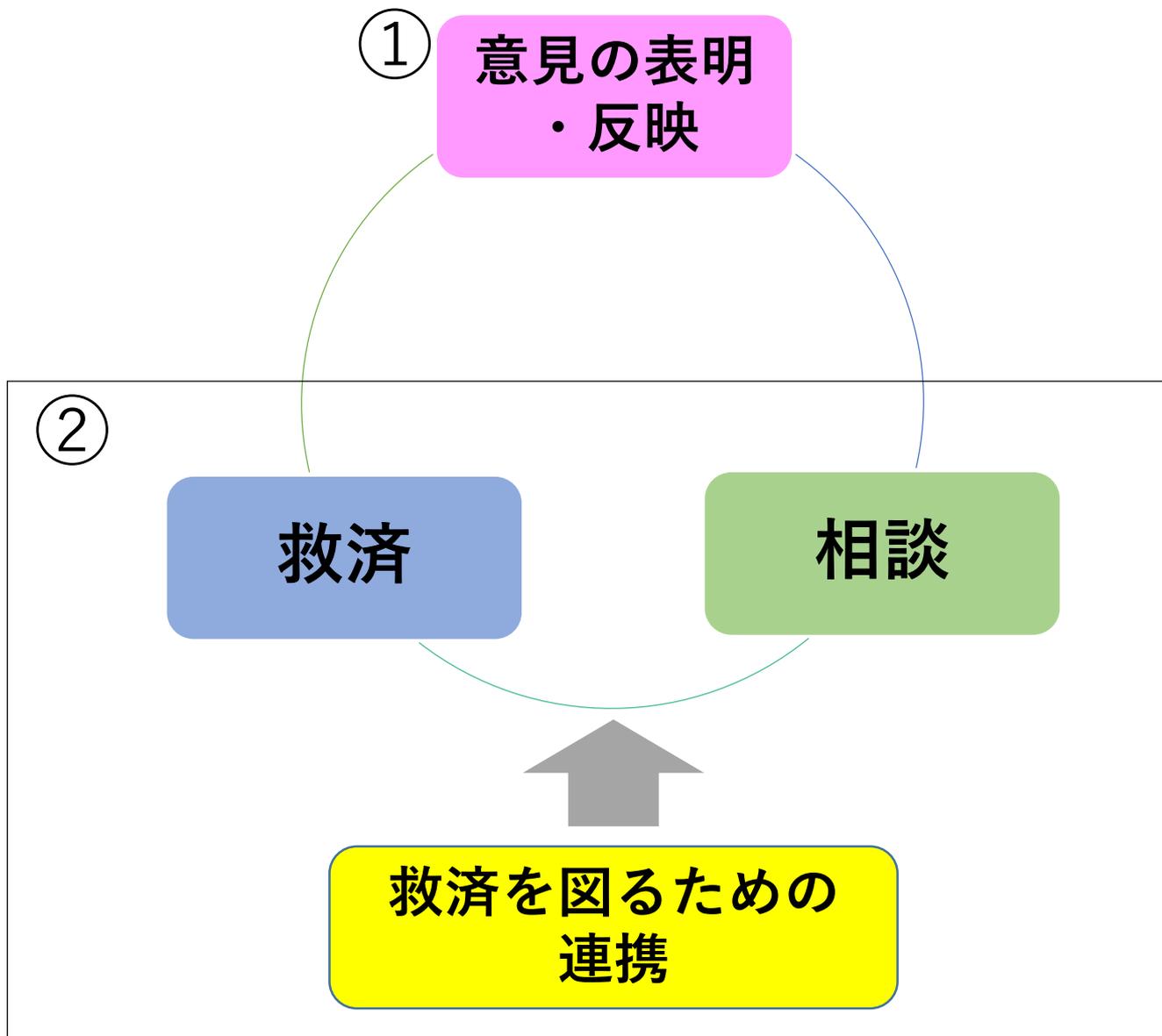
○専門調査員 4名  
市民等からの相談を直接受けて、人権侵害の状況や問題点の把握に努めるなど、人権オンブズパーソンの活動を補佐する。

○事務局職員 4名（常勤職員3名、会計年度任用職員1名）

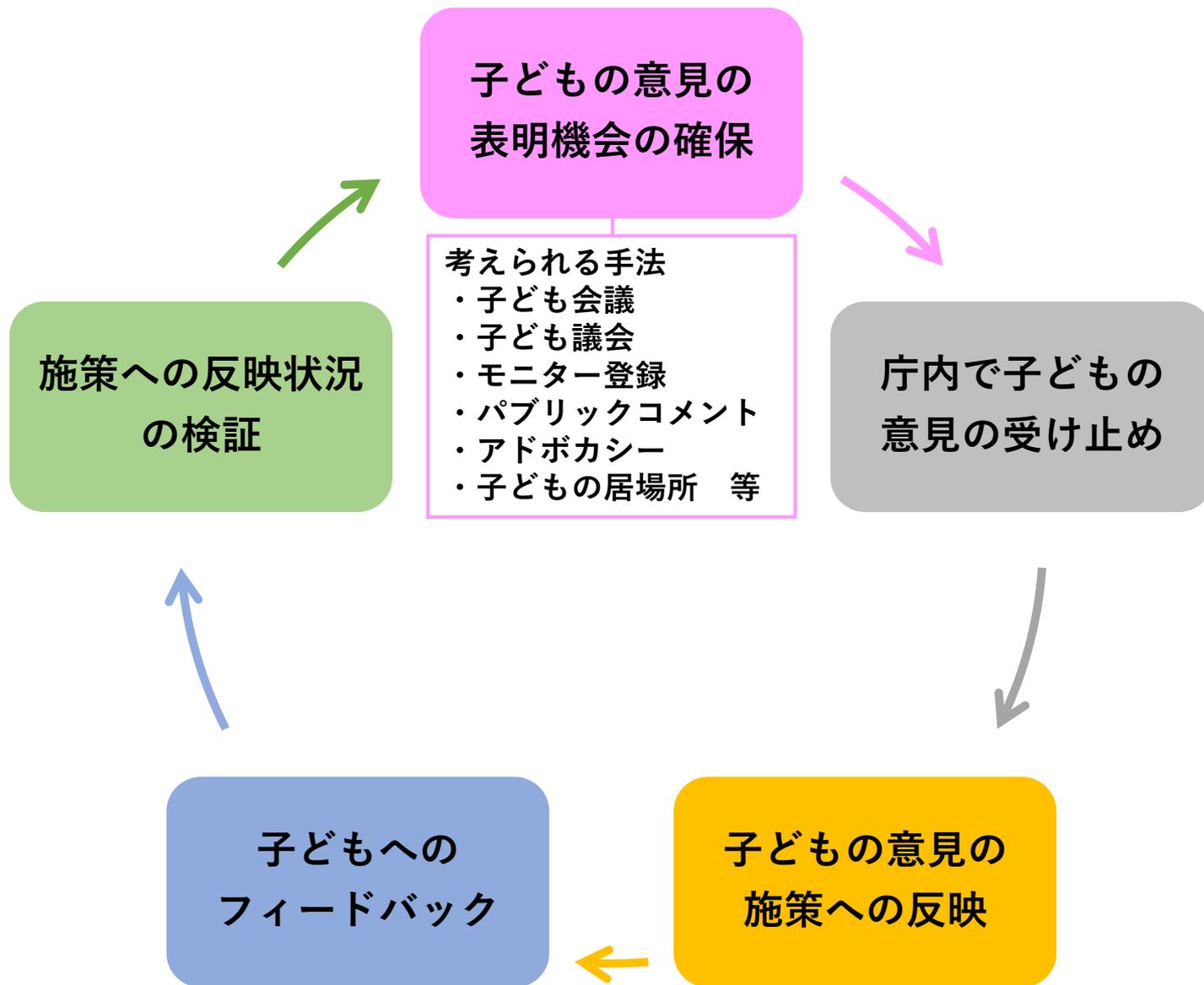


参考：中野区子どもの権利に関する条例

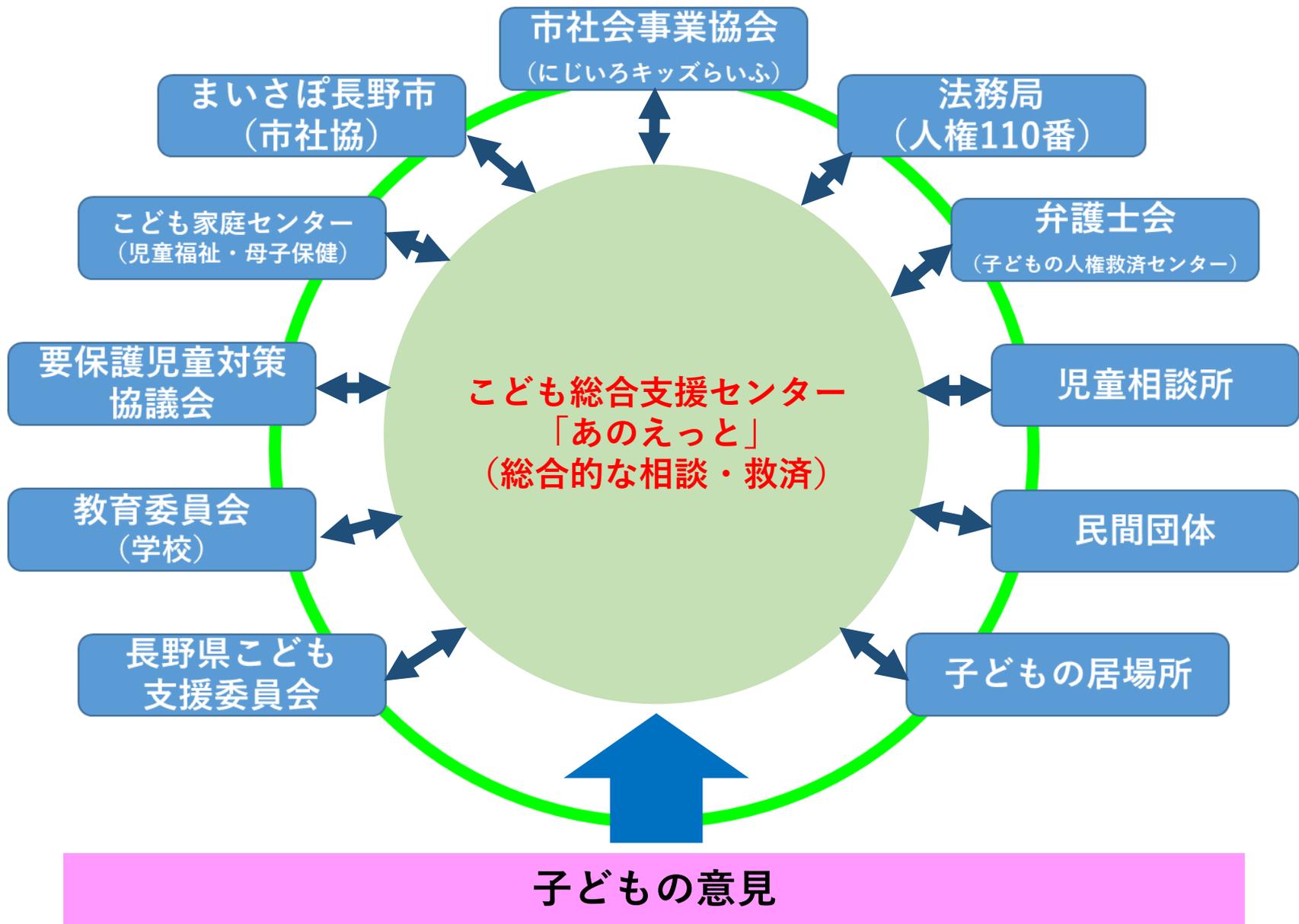
条例を具体的に担保するイメージ



①子どもの意見を庁内において反映するためのイメージ



## ②長野市における相談と救済(イメージ)



### 国、県、関係機関等 との連携

- ・市は、国、県、他の地方公共団体と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの権利の保障に取り組むものとする。
- ・市は、全ての子どもの権利が保障されるよう、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者と協力して、子どもの権利に関する取組を推進するものとする。

### 子どもに関する計画 の策定

- ・市は、子ども施策を推進するため、こども基本法第10条第2項に規定する計画（以下、「市町村こども計画」という）を策定するものとする。
- ・市は、市町村こども計画を定める場合は、子どもや市民の意見等を反映させるよう努めるものとする。
- ・市は、市町村こども計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとする。
- ・この条例の運用状況及び子ども施策の実施状況について、長野市社会福祉審議会条例（平成12年3月30日長野市条例第3号）第6条に規定する児童福祉専門分科会において定期的に検証するものとする。

### 広報・啓発

- ・市は、この条例について、子ども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

### 財政上の措置

- ・市は、子どもの権利を保障するための、子ども施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。